

くまもと食の安全安心県民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、くまもと食の安全安心県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 県民会議は、食の安全安心の確保及び食の安全安心につながる食育の推進に向けて、県、食品関連事業者及び消費者等が情報・意見交換を行い、それぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、それぞれが連携し、主体となった取組を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食に関する情報・意見交換及び連携に関すること。
- (2) 県民への情報提供及び普及・啓発に関すること。
- (3) 県の施策との連携・協働に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 県民会議は、学識経験のある者、消費者団体、生産者団体、製造・加工業団体、流通業団体、地域保健福祉関係団体、保育、教育関係団体、地域活動関係団体をもって構成する。

2 行政機関は、会議に出席し意見を述べることができる。

(会長)

第5条 県民会議に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から県知事が指名する。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 県民会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 県民会議は、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

(公開等)

第7条 県民会議は、公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 この県民会議の円滑な運営を図るため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、互選により座長を置く。
- 3 ワーキンググループは、座長が招集し、座長が議長となる。

(事務局)

第9条 県民会議の事務局は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- この規約は、平成15年8月5日から施行する。
この規約は、平成18年6月13日から施行する。
この規約は、平成23年4月1日から施行する。
この規約は、平成24年3月9日から施行する。